

道の駅ゆとりえせとや ログ募集要項

1. 趣旨

藤枝市では、市内北部の瀬戸谷（せとや）地域に令和8年（2026年）4月に「道の駅ゆとりえせとや」の開業を予定しています。この道の駅は、「陶芸体験施設」「温泉施設」「農産物直売所・カフェ」の3施設で構成されており、藤枝市が取り組んでいる「ふじえだ陶芸村構想」の推進拠点として、来訪者に「新しい創作」の体験や温泉の癒し、中山間地域の豊かな食の恵みなどを提供するとともに、「陶芸に限らず様々なアーティストが集いジャンルを超えた新たな創作を生み出す」地域づくりを先導する場所となることを目指しています。

こうした経緯を踏まえ、「温泉の“湯”とアーティストの作業場である”アトリエ”を掛け合わせ、訪れる人が創って楽しみ、食べて満足し、温泉で癒やされる、ゆとりの時間を過ごせる場所になって欲しい」という願いを込めて「ゆとりえせとや」という名前が決定されました。この道の駅を国内外に広く発信するとともに、多くの皆さまが訪れ、親しんでいただける施設となるためのロゴを募集します。

2. 募集内容

「道の駅ゆとりえせとや」のロゴ

<制作上の留意点>

- (1) 上記「1. 趣旨」の記載内容を踏まえ、デザインを作成してください。
- (2) 「ロゴマーク」「ロゴタイプ」「ロゴマークとロゴタイプの組み合わせ」の3パターンを作成し、それぞれが単体で利用できるデザインとしてください。
- (3) ロゴタイプの文字は「道の駅ゆとりえせとや」としてください。
- (4) 看板、ポスター、パンフレット、ホームページ、商品パッケージ、スタッフユニフォーム等への使用や、単色（モノクロ含む）、拡大・縮小しての使用を考慮してください。
- (5) 作品の提出は電子データに限ります。データは JPEG 形式とし、各データの容量は4MB 以内、解像度は350dpi 程度としてください。
- (6) 採用が決定した場合は、別途 Ai データの提出をお願いします。
- (7) 生成 AI（人工知能）の利用を禁止します。

3. 応募資格

どなたでもご応募いただけます。（プロ・アマを問いません。）

4. 応募期限

令和7年12月15日（月）正午【必着】

5. 応募方法

- (1) 応募方法は「メール」「郵送」又は「窓口持参」とし、作品及び必要書類を次により提出してください。

①メール

ロゴデータと必要事項を記入した応募用紙を添付し、メールの件名に「道の駅ゆとりえせとや ログ応募」と記載の上、下記のアドレスに送信してください。

送信先：chusankan@city.fujieda.shizuoka.jp

②郵送・窓口持参

ロゴデータを記録した CD-R と必要事項を記入した応募用紙を同封し、封筒に「道の駅ゆとりえせとや ログ応募」と記載の上、下記まで郵送（持参）してください。

郵送（持参）先：〒426-0132 静岡県藤枝市本郷 876 藤枝市中山間地域活性化推進課（藤の瀬会館内）

- (2) 応募は1人3点までとします。ただし、応募用紙は作品ごとに作成するものとし、ひとつの応募で複数の作品を提出することは認められません。

6. 審査

藤枝市道の駅ゆとりえせとやロゴ選考委員会にて審査し、受賞作品を決定します。

7. 結果発表

審査結果は、令和7年12月下旬頃、藤枝市ホームページに掲載する予定です。

ホームページへの掲載の際には、作品及び受賞者の氏名、所属を公表します。

8. 賞品

最優秀賞（1点） 賞金10万円

※受賞者が18歳未満の場合は、図書カード10万円分となります。

9. 注意事項

- (1) 応募作品は、応募者が独自に創作した未発表の作品とし、かつ、第三者の権利を侵害しないもの及び他の作品と同一又は類似していないものに限りします。
- (2) 採用作品に権利関係等の問題が生じた場合は受賞者が一切の責任を負い、その解決を行うものとします。
- (3) 応募者は、応募作品に関する知的財産権等について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとします。また、藤枝市又はその指定する者等により、当該作品につき商標・意匠の出願・登録が行われることがある場合があります。
- (4) 受賞者は、採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商標権、意匠権その他一切の権利を無償で藤枝市に譲渡するものとします。
- (5) 受賞者は、採用作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 採用作品については、ロゴとして使用する上で必要な補作（修正）を行う場合があります。
- (7) 採用作品については、本道の駅の振興のため、藤枝市の判断により本道の駅の指定管理者その他の事業者が行う事業（収益事業を含む。）に使用させる場合があります。
- (8) 応募作品の作成及び応募に関する費用は応募者の負担とします。
- (9) 応募作品は返却いたしません。
- (10) 通信障害や配送事故等による作品や書類の未着、データファイルの破損など、応募作品の提出に関するトラブルについて、藤枝市は一切責任を負いません。
- (11) 未成年の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。
- (12) 応募者の個人情報、応募作品の選考、選考結果の通知、採用作品の発表、商品の授与その他の本募集に係る事務以外には使用しません（法令等により開示を求められた場合を除く）。
- (13) 受賞の権利を、第三者に譲渡することはできません。
- (14) 応募者に対し、応募の受付通知はいたしません。また、応募作品の選考、受賞作品の決定、受賞理由等に関する問合せには一切対応いたしません。
- (15) 本要項に取り決めのない事項については、藤枝市の判断により決定します。
- (16) 本要項への違反が判明した場合は、審査結果発表後であっても受賞を取り消します。この場合において、受領済の賞金がある場合は、藤枝市長が指定する期日までに返金しなければならないものとします。
- (17) 応募をもって、本要項に定める事項に同意いただいたものとみなします。

10. お問い合わせ先

〒426-0132 藤枝市本郷 876 藤の瀬会館内

藤枝市スポーツ文化観光部中山間地域活性化推進課

TEL：054-639-0120

メール：chusankan@city.fujieda.shizuoka.jp